

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年11月6日(2008.11.6)

【公表番号】特表2008-515570(P2008-515570A)

【公表日】平成20年5月15日(2008.5.15)

【年通号数】公開・登録公報2008-019

【出願番号】特願2007-535925(P2007-535925)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/46 (2006.01)

A 6 1 F 2/44 (2006.01)

A 6 1 B 17/56 (2006.01)

A 6 1 L 27/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/46

A 6 1 F 2/44

A 6 1 B 17/56

A 6 1 L 27/00 L

A 6 1 L 27/00 F

【手続補正書】

【提出日】平成20年9月17日(2008.9.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

椎体間脊柱インプラントシステムにおいて、

本体を有する椎体間ケージであって、前記本体は、傾斜した先端部と対向する後端部との間で長手方向軸線に沿って延び、前記本体は、対向する凸状に曲がった上下の椎骨終板を含み、当該椎骨終板は、前記先端部と前記後端部との間で延びる複数の表面を含んでおり、前記本体は、前記上下の椎骨終板に接觸する複数の表面の間で、凸状に曲がった丸いノーズを含み、前記本体はさらに中空内部を規定し、当該中空内部は、前記上下の椎骨終板に接觸する複数の表面のそれぞれを通過して開口し、前記本体は孔を規定し、当該孔は前記長手方向軸線に沿って前記先端部内で延び、前記中空内部と連通しており、前記本体は貫通開口を規定し、当該貫通開口は前記後端部内で前記中空内部と連通する、椎体間ケージと、

内側シャフト及び外側シャフトを含む挿入器具であって、前記外側シャフトは、その遠位端部に結合部材を含み、当該結合部材は、前記後端部で前記貫通開口と回転不可能に係合し、前記内側シャフトは、前記外側シャフトに回転可能に受け入れられ、かつ前記外側シャフトから突出し、前記内側シャフトは遠位係合端部を含み、当該遠位係合端部は前記本体の前記先端部の前記孔と係合する、挿入器具と、を含むシステム。

【請求項2】

請求項1記載のシステムにおいて、前記椎体間ケージの前記本体は、チタン材料から作られる、システム。

【請求項3】

請求項1記載のシステムにおいて、前記椎体間ケージの前記本体は、P E E K (ポリエーテルエーテルケトン) 材料から作られる、システム。

**【請求項 4】**

請求項 1 記載のシステムにおいて、前記挿入器具の前記遠位係合端部は、ねじ付けされ、前記本体の前記先端部の中で前記孔とねじ的に係合する、システム。

**【請求項 5】**

請求項 1 記載のシステムにおいて、前記結合部材は前記貫通開口内に受け入れられ、前記内側シャフトは、前記結合部材から突出する長さを含み、前記長さは、前記本体の、前記後端部から前記先端部に延びる、システム。

**【請求項 6】**

請求項 1 記載のシステムにおいて、前記上下の椎骨終板に接触する複数の表面のそれぞれは、その中にいくつかの横断する溝を含み、当該横断する溝は前記長手方向軸線に対して横断する方向に延びる、システム。

**【請求項 7】**

請求項 1 記載のシステムにおいて、前記貫通開口は非環状であり、前記結合部材は、前記貫通開口とぴったりとした係合の形体で受け入れられる、システム。

**【請求項 8】**

請求項 1 記載のシステムにおいて、前記本体は対向する側壁部を含み、当該側壁部は、前記先端部と前記後端部との間で、かつ前記上下の椎骨終板に接触する複数の表面の間で、互いに平行に延びてあり、前記貫通開口は、前記側壁部の間に長さを有し、当該長さは、前記側壁部の間で前記本体の幅の二分の一より大きい、システム。

**【請求項 9】**

請求項 1 記載のシステムにおいて、前記貫通開口は高さを有し、当該高さは、前記後端部で、前記上下の複数の表面の間ににおける前記本体の高さの二分の一より大きい、システム。

**【請求項 10】**

請求項 9 記載のシステムにおいて、前記貫通開口は幅を有し、当該幅は、前記後端部で、前記対向する側壁部の幅の二分の一より大きい、システム。

**【請求項 11】**

椎体間脊柱ケージにおいて、

対向する側壁部を有する本体であって、前記側壁部は、傾斜した先端部と対向する後端部との間で長手方向軸線に沿って延びてあり、前記本体は、対向する凸状に曲がった上下の椎骨終板に接触する複数の表面を含み、当該複数の表面は、前記先端部と前記後端部との間で延びてあり、また前記本体は、前記先端部に丸いノーズを含み、当該ノーズは、前記椎骨終板に接触する複数の表面の間で延び、前記本体は中空内部をさらに規定し、当該中空内部は、前記上下の椎骨終板に接触する複数の表面のそれぞれを通って開口しており、前記本体は、前記先端部中に孔を規定し、当該孔は前記中空内部と連通し、前記本体は、前記後端部に貫通開口を規定し、当該貫通開口は前記中空内部と連通しており、前記貫通開口は高さを備え、当該高さは、前記後端部で、前記上下の椎骨終板に接触する複数の表面の間ににおいて、前記本体の高さの二分の一より大きく、前記貫通開口は幅を備え、当該幅は、前記後端部で、その前記対向する側壁部の間ににおいて、前記本体の幅の二分の一より大きい、本体を含む、ケージ。

**【請求項 12】**

請求項 11 記載のケージにおいて、前記本体は、チタン材料で作られる、ケージ。

**【請求項 13】**

請求項 11 記載のケージにおいて、前記本体は、P E E K 材料で作られる、ケージ。

**【請求項 14】**

請求項 11 記載のケージにおいて、前記上下の椎骨終板に接触する複数の表面は、その中にいくつかの横断する溝を含み、当該横断する溝は、前記長手方向軸線に対して横断する方向に延びる、ケージ。

**【請求項 15】**

請求項 11 記載のケージにおいて、前記本体の前記対向する側壁部は、平行である、ケ

ージ。

【請求項 1 6】

請求項1\_1記載のケージにおいて、前記本体の前記中空内部の中で係合可能な結合組立体をさらに含んでおり、前記結合組立体は結合部材を含み、当該結合部材は、前記貫通開口とぴったりと係合する形体で、前記貫通開口の中に配置可能であり、前記結合部材は、遠位端壁部を含み、当該遠位端壁部は、前記中空内部の基端部と整合しており、前記結合組立体は、前記結合部材内に係合部材をさらに含んでおり、前記係合部材は、前記結合部材の前記遠位端壁部から延びており、前記係合部材は、前記中空内部を通って延びて、前記本体の前記先端部で前記孔に係合する、ケージ。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】内部接続椎体間ケージ挿入用の器具、及び装置